

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 矢島 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年12月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
証券コード	9284
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)
住所又は本店所在地	米国 フィラデルフィア PA 19103 1735 マーケットストリート 3 2 階
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド (Aberdeen Standard Capital Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(2)
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年11月29日
訂正箇所	<p><訂正> 令和元年12月6日に提出いたしました変更報告書(2)の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。</p> <p>なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。</p>

表紙

<訂正前>

提出書類

変更報告書(2)

<訂正後>

提出書類

変更報告書(3)

第2 提出者に関する事項

<訂正前>

2 提出者(大量保有者) / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,882
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,882
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,882
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数(株・口) (令和元年11月29日 現在)	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		1.68
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.68

<訂正後>

2 提出者（大量保有者） / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,445
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,445
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,445
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （令和元年11月29日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.39

<訂正前>

3 提出者（大量保有者） / 3

(1) 提出者の概要

提出者（大量保有者）

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド (Aberdeen Standard Capital Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
旧氏名又は名称	スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)
旧住所又は本店所在地	

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳

保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （令和元年11月29日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.13

<訂正後>

3 提出者（大量保有者） / 3

(1) 提出者の概要

提出者（大量保有者）

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド (Aberdeen Standard Capital Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,737
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,737
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,737
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （令和元年11月29日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.18
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.42

第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

<訂正前>

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)	7,600	3.29
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>3,882</u>	<u>1.68</u>
アバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド (Aberdeen Standard Capital Limited)	<u>300</u>	<u>0.13</u>
合計	11,782	5.10

<訂正後>

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)	7,600	3.29
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>1,445</u>	<u>0.63</u>
アバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド (Aberdeen Standard Capital Limited)	<u>2,737</u>	<u>1.18</u>
合計	11,782	5.10